

論壇

コロナ禍におけるドイツの職業活動の制限と専門職としての税理士

はじめに

名古屋税理士会とドイツ・ミュンヘン税理士会は2020年より国際交流を続けている。新型コロナウイルスの世界的感染により、2020年はミュンヘンから名古屋への来日は延期したが、両会の交流を絶やさないためウェブによる意見交換会を開催した。この意見交換会の報告を日税連会報「税理士界（8月号）」に論壇「ライフライン」に紹介する。

1. 日税連論壇「ライフライン」に関する重要な職業としての税理士

ドイツで実施された中小企業に対する支援措置の中で、税理士が最も密接に関与している対策として「橋渡し支援（Überbrückungshilfe）」があった。この制度の特徴として、支援申請できるのは、税理士・会計士・弁護士を介在させた電子申請のみであり、補助対象者と申請要件の妥当性を確認した上で税理士等が連邦政府の専用ウェブサイトを通過して申請を行っていた。また、橋渡し支援の

重要な職業は社会が機能していくために不可欠な活動をしている職業を指し、ドイツ連邦レベルではこの基礎的サービスはクリティカル・インフラストラクチャー（KRITIS）すなわち重要インフラと名付けられている。重要インフラとは、もしその機能が停止または機能不全に陥ると長期的な社会活動の供給不足、公安維持に対する著しい問題が発生するような組織・施設のことをいう。

この調査は、ドイツ・ミュンヘン税理士会のクロロヴィッチ事務局長及び広島修道大学奥谷健教授に協力をいただいている。特に奥谷教授には、税理士が行動制限から除外される根拠法令についての調査レポートを作成いただき引用許可を得たことを報告する。

2. ドイツにおけるコロナ禍での職業活動の制限と税理士（広島修道大学教授 奥谷健）

コロナ禍のドイツでは、連邦法「ヒトの感染症防止と対策のための法（略称：感染予防法）」により、さまざまな活動の制限が行われることになった。その第32条により、州政府は、一定の条件の下で、条例によって感染症対策のための命令及び禁止を発効すること認められる。州政府は、その条例によりさまざまな人権を制限できることな

る。大きな影響を受けている中小企業にとって税理士はさまざまなコロナ支援措置等の第一の相談相手であり、支援措置の一部は税理士の介入なしでは得られないものもある。

税理士が「ライフライン」に属する重要な職業として認定されたことにより、税理士及び職員は外出禁止令から除外され、ロックダウンされた都市でも税理士の職業活動は制限されない州があった。

的活動、医師等の訪問、日常生活に必要な買い物、生活パートナーの訪問、気分転換のための運動などであり、正当な理由のある外出が否かについて警察の取締りが行われた。しかし、重要インフラへの制限については、重要インフラは地方公共団体にとって重要な意義を持つ組織及び施設であり、その機能停止や機能不全は問題があることから、感染予防法による規制の対象とならない重要インフラの保護が課題となり、そのリストが公開された。連邦政府と州政府が具体的に示したのは、エネルギー、情報・電気技術、輸送・交通、水、食物、金融、保険、政府、行政の9つの分野であった。これらの維持に間接的に貢献する機関及び施設についても保護の対象とされた。これは、ライフラインに関わる重要な職業グループとして社会が機能していくために不可欠な活動をしており、正当な理由の「専門的活動」に該当する。つまり、これらの職業は、正常かつ安全に生活し続けるために確保する必要がある基本的なサービスと考えられている。例えば、水道管や消火栓の施設及び修理、農業、運送業、小売業、プロバイダー、パソコンなどの

具体的には、ノルドライン・ヴェストファーレン州では、公務員、公証人、弁護士、裁判官、検察官に加え、弁理士及び税理士が含まれた。また、ヘッセン州では、2020年10月19日にKRITISリストを作成し、税理士が明記された。ミュンヘン税理士会があるバイエルン州では、2020年3月20日にミュンヘン税理士会が重要インフラに税理士も含むように要求した結果、同27日より税理士やその補助職員の職業活動が認められた。

このように、多くの州で税理士が営業規制の対象から除外されたのは、感染防止法28a条、28b条が税理士の職業活動の制限は少ないためである。そのため、ロックダウンによる税理士の職業活動の制限は少なかった。制限から除外された理由として、税理士事務所では数多くの記録媒体が、手書きと電子データが混在し書式の違うものがあるため、税理士とそのスタッフは全ての業務をデジタルや在宅勤務で処理することが困難な場合があり、社



鈴木 洋司 【名古屋税理士会】

3. 日本の税理士は社会活動機能に不可欠な職業グループとなるか

ミュンヘン税理士会と名古屋税理士会との国際交流は2021年に交流20周年を迎える。20年間の交流はあるものの「コロナ禍での税務・その他の支援」の目録比較をして初めて税理士の社会的地位の違いが浮き彫りになった。もし、日本がロックダウンした場合、税理士及び職員は警察の取り締まりのある外出禁止令から除外され、社会活動に不可欠な職業として活動できたであろうか。ドイツの橋渡し支援では、税理士への報酬は事業者の必要な固定費として補てん支給の対象となった。日本の持統化給付金の申請では、税理士に対しFAQ（日税連）で「行政書士法上の問題は生じないが、税理士の本来業務ではなくあくまでも支援でありサポートである点からそれぞれの税理士会員に

客による弁護士や税理士への相談及び代理依頼についての緊急性が正当な理由として認識されたためである。つまり、経済支援の申請や税務申告について税理士に相談や代理を依頼する場合、納税者の緊急性は正当であるといえる。このように、衛生規制として接触制限の下ではあるが、税理士はパンデミック中でもその職業活動が認められている。

1 奥谷健 広島修道大学教授 「ドイツにおけるコロナ禍での職業活動の制限と税理士」

※名古屋税理士会会報「名古屋税理士界」No.772（令和3年12月10日発行）に同一記事掲載予定。